公示第８－１０１１号　　公　示　送　達　書

公　　示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるので、地方税法第20条の２の規定により公示します。

この書類は、当所において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8　年　11　月　6　日

滋賀県東北部県税事務所長
中　田　　勇　一

記

書　類　の　情　報	送達を受けるべき者の氏名名称、事務所または事業所
地方税法に規定する地方団体の徴収金の賦課徴収または還付に関する書類 以下余白	古野　光次